

平成29年度 生徒募集要項



さいたま市立浦和南高等学校

〒336-0026 さいたま市南区辻6丁目5番31号
TEL 048-862-2568
FAX 048-838-2932
URL <http://www.urawaminami.ed.jp/>

第1 募集人員及び出願資格等

1 募集人員 全日制の課程 普通科 320人(共学)

2 出願資格

出願資格は、次の(1)、(2)、(3)のいずれかの条件を満たし、かつ、(4)に該当する者とする。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、県立伊奈学園中学校から県立伊奈学園総合高等学校へ又はさいたま市立浦和中学校からさいたま市立浦和高等学校へ平成29年度に入学する予定の者は出願できない。

- (1) 平成29年3月までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者。
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者(学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)。
- (4) 原則として保護者とともに県内に居住している者。

3 通学区域

埼玉県の全区域とする。

第2 一般募集

1 一般募集における出願資格

第1の2に該当する者。

2 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書(様式5)、受検票(様式5-2)

イ 入学選考手数料

出願の際に2,200円を現金で納入する。一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書(様式1)

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 学習の記録等学年内評価分布表(様式3)及び学習の記録等一覧表(様式4)

過年度の卒業生が出願する場合及び県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類の提出方法

	志願者が提出するもの	出身中学校長(在学中中学校長を含む。以下同じ。)が提出するもの
提出書類	入学願書、受検票、調査書	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表
提出期間 及び 受付時間	平成29年 2月20日(月) 午前9時から正午まで及び 2月21日(火) 午後1時から午後4時30分まで 午前9時から正午まで	
提出先 及び 提出方法	○一括して本校窓口を持参する。 ○郵送による出願はできない。 ○この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出する。	○本校及び埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課へ、直接持参または郵送する。 ○郵送の場合は、「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。 ○平成29年2月17日(金)を配達指定日とすること。
受検票の 交付	○本校校長は、「入学願書」等を受理した後、「受検票」(様式5-2)を交付する。	

3 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

4 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

平成29年2月23日(木)から2月24日(金)まで

受付時間は、2月23日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで、
2月24日(金)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 他の学校へ志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」(様式8)及び受検票を、先に出願した高等学校長に提出し、「志願先変更証明書」(様式9)の交付を受けた後、新たに出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続きを完了させること。なお、志願先変更の手続は、郵送によることはできない。

ア 入学選考手数料

県立高等学校又はさいたま市以外の市立高等学校から本校に志願先を変更する場合は、改めて本校に入学選考手数料2,000円を現金で納入すること。一度納入した入学選考手数料は返還しない。

イ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに出願した高等学校長にすみやかに提出する。ただし、既に提出している場合は改めて提出する必要はない。

ウ 志願先変更証明書

「志願先変更願」が提出された場合は、本校校長は「志願先変更証明書」(様式9)を交付する。

5 志願取消し

志願を取消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」(様式10)及び受検票をすみやかに本校校長に提出すること。

6 学力検査

(1) 志願者は、平成29年3月2日(木)に行われる学力検査を受検しなければならない。

(2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

(3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。
英語にはリスニングテストを含む。

(4) 学力検査会場は、本校とする。

(5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45~9:20	9:25~10:15 (50分)	休憩	10:35~11:25 (50分)	休憩	11:45~12:35 (50分)	昼食	13:30~14:20 (50分)	休憩	14:40~15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

(6) 学力検査の配点等については、選抜要領で定める。

(7) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続については、「平成29年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

7 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所・方法

1 日時 平成29年3月10日(金) 午前9時

2 場所 本校

3 方法 受検番号を掲示する。電話等での問い合わせには応じない。

本校校長は、受検票を確認し選抜結果通知書(様式7)を入学許可候補者に交付する。

(2) 入学許可候補者は、受検票を持参し、本校校長から必要書類を受け取ること。

(3) 入学許可候補者の受検番号一覧を本校のホームページに掲載する。掲載時刻等の詳細は本校ホームページで予告する。

(4) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に提出すること。

第3 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

1 募集人員等

一般募集で実施する。

募集人員は定めず、「平成29年度埼玉県公立高等学校入学者選抜要領」に従って本校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 出願資格

平成29年3月に中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

3 出願手続

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」(様式6)を、在学中中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長に提出すること。

「入学願書」(様式5)の記入にあたっては、「特別な選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付すこと。

4 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出すること。なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

5 面接

面接は個人面接を実施する。実施日等については別途指示する。

6 その他

ここで定めた内容以外の事項については、第2による。

第4 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等

1 私立中学校から出願する場合

(1) 県内に居住し、県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者

ア 出願資格
第1の2による。

イ 出願手続
(ア) 第2の2による。

(イ) 住民票の写し(出願日より3カ月以内に発行されたもので、保護者と志願者について記載されているもの。また、個人番号の記載がないもの。)を提出する。

(2) 県内に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者

下記2による。

(3) 平成29年3月末までに県内に転居する予定の者で、県内又は県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者

下記2による。

2 県外中学校等から出願する場合

(1) 出願資格

出願について本校校長の承認を得た者

(2) 出願承認の手続

ア 出願承認の申請

(ア) 「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、別に定める承認のための必要書類を添付し、本校校長に提出して、承認を受ける。

(イ) 出願承認の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

平成29年1月11日(水)から2月20日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
なお、可能な限り、平成29年2月17日(金)までに「出願承認の申請を行うこと」。

イ 出願する際の注意事項

(ア) 第2の2による。

(イ) 「入学願書」、「受検票」及び「調査書」は、本県所定のものとする。

(ウ) 出願の際、「入学願書」等とともに、本校校長より交付された「埼玉県公立高等学校出願承認書」を添付して提出する。

(エ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

3 海外の日本人学校等から出願する場合

(1) 出願資格

さいたま市教育委員会において、出願資格の認定を受けた者

(2) 出願資格認定の手続

ア 出願資格認定の申請

(ア) 「平成29年度さいたま市立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」に別に定める認定のための必要書類を添付し、さいたま市教育委員会学校教育課長に提出して認定を受ける。

(イ) 出願資格認定の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

平成28年12月1日(木)から平成29年2月20日(月)正午まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日(木)から1月3日(火)までの間を除く。)
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
なお、可能な限り、平成29年2月17日(金)までに「出願資格の認定を受けること」。

イ 出願する際の注意事項

(ア) 第2の2による。

(イ) 「入学願書」、「受検票」及び「調査書」は、本県所定のものとする。

(ウ) 出願の際、「入学願書」等とともに、さいたま市教育委員会よりあらかじめ認定を受けた「さいたま市立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」を提出する。

(エ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

(オ) 出願に際しては、必ず事前に、さいたま市教育委員会学校教育課に相談すること。

<さいたま市教育委員会学校教育課>
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
TEL 048-829-1671

第5 帰国生徒特別選抜による募集

- 1 募集人員 別に定める。(一般募集の募集人員に含める。)
- 2 出願資格

第1の2に定める出願資格を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

 - (1) 日本国外における在学期間が、帰国時からさかのぼり継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者
 - (2) 日本国外における在学期間が、帰国時からさかのぼり継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者

ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から平成29年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。
- 3 出願手続

第2の2に準ずる。ただし、次のことに留意する。

 - (1) 第2の2の(1)のアについては、「入学願書」(様式5)、「受検票」(様式5-2)とともに「海外在住状況説明書」(様式13)を、本校校長に提出すること。
「入学願書」の記入にあたっては、「特別選抜に関する申告欄」の「帰国生徒特別選抜による募集」に○を付し、出身中学校長による応募資格証明を受けること。
 - (2) 第2の2の(2)については、「入学願書」を受理した本校校長は、所定の「受検票」(様式5-2)及び「帰国生徒特別選抜証明書」(様式14)を交付する。
 - (3) 第3の3の「自己申告書」は、提出することができない。
- 4 志願先変更

第2の4に準ずる。ただし、次のことに留意する。

第2の4の(1)については、帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」(様式14)を添付すること。
- 5 学力検査

第2の6により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45~9:20	9:25~10:15 (50分)	休憩	10:35~11:25 (50分)	休憩	11:45~14:20	休憩	14:40~15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		別途指示する。		英語
- 6 面接

面接は個人面接を実施する。実施日等については別途指示する。
- 7 その他

ここに定めた以外の事項については第2に準ずる。

第6 入学手続・入学許可候補者説明会等

- 1 入学手続

入学許可候補者は、必要な手続を指定期日までに行うこと。
- 2 入学許可候補者説明会

入学許可候補者は、平成29年3月21日(火)午後1時から本校に於いて実施する「入学許可候補者説明会」に、必ず保護者同伴で出席すること。

第7 授業料等

入学を許可された者は、さいたま市高等学校授業料等徴収条例により入学料等を納入すること。ただし、下記の「さいたま市内生」とは、保護者とともにさいたま市に居住する者である。なお、納入方法は口座振替によるものとし、所定の期日を守ることを要する。

	入学料 (参考:平成28年度入学生)	授業料(※1参照) (参考:平成28年度授業料)	諸会費等 (参考:平成28年度入学生)	
			入学時(※2参照)	月額
さいたま市内生	5,650円	118,800円/年額	19,472円	19,850円
さいたま市外生	73,000円	180,000円/年額		

※1 高等学校等就学支援金制度の対象となる者は、授業料納入の必要はありません。制度の詳細につきましては、文部科学省のホームページをご覧ください。

※2 入学時の納入は、金融機関の窓口又はATMで行うこととなります。

(文中の「様式1」～「様式14」は、すべて「平成29年度埼玉県公立高等学校入学者選抜要項」による。)